

7-4 世田谷区エコ住宅補助金

目的	住宅の改修及び省エネルギー・創エネルギー機器類の設置等により、住宅から排出される二酸化炭素を削減し、住宅機能の維持向上及び環境に配慮した住宅の普及促進を目指します。	
補助金の申請ができる方及び申請対象となる工事	世田谷区に住民登録がある次のいずれかの区民（小型ポータブル蓄電池を除く。） ・区内にある自分が所有する住宅（分譲マンションの区分所有を含む）に居住している区民 ・区内にある賃貸住宅を所有している区民	
補助対象メニュー	ア 断熱材の設置（外気等に接する部分） イ 太陽光発電システム（太陽光パネル） ウ 定置型蓄電池システム エ 小型ポータブル蓄電池（小型可搬式） オ 太陽熱ソーラーシステム・温水器 カ 窓の断熱改修（二重窓・複層ガラス） キ 高断熱ドアの設置 ク 高断熱浴槽	ケ 高効率給湯器 コ 屋根の高反射改修（屋根塗装、葺き替え） サ 住宅の外壁塗装※ シ 家庭用燃料電池（エネファーム） ※エ以外のいずれかと併せて工事を行う場合は申請可能です。
工事の概要、機器の条件	各補助対象メニューについて機器の種類、評価基準を満たす必要があります。	
補助上限	・外壁等の断熱改修を含む場合：合計40万円 ・太陽光発電システムの設置を含む場合：合計30万円 ・その他の工事：合計20万	
その他	申請のタイミングや必要書類等について、詳しくは区ホームページをご確認ください。	

担当	環境政策部 環境・エネルギー施策推進課 電話番号 03-6432-7133 ファクシミリ 03-6432-7981
----	---

7-5 小規模店舗等改修費補助

補助対象となる対象者

- ・建築物を所有し、管理し、又は使用している方（個人又は中小企業者等）
- ・建築物又は敷地の所有者の同意を得ている方

補助対象となる建築物

- ・区内の建築物で、平成21年9月30日以前に建てられたものであって、平成21年10月1日以降にユニバーサルデザイン推進条例の届出が必要な増築・改築・大規模な修繕・大規模な模様替・用途変更を行っていない建築物
- ・下記の表に該当する用途（区分・種類）と規模の建築物又は建築物の部分

補助対象となる改修工事

- ・ユニバーサルデザイン推進条例の整備基準又は遵守基準に則した工事など
例）店舗等の出入口幅（80cm以上）の確保、段差の解消、車いす使用者用便所の設置
- ・簡易工事 例）出入口の簡易スロープの整備、出入口の段差部分に手すりの設置

補助金額 ※工事内容の組み合わせにより、補助金額が異なりますので、ご相談ください。（千円未満切り捨て）

- ① ユニバーサルデザイン推進条例の基準に則した工事→改修に要する経費の1/2まで、かつ50万円以下
- ② 出入口の手すりの設置や簡易スロープなどの簡易工事→改修に要する経費の1/2まで、かつ5万円以下

区 分	種類	規模
医療等施設	診療所及び助産所、施術所、薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）、その他これらに類する施設	その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満
物品販売業を営む店舗	物品販売業を営む店舗	
飲食店	飲食店	
サービス店舗	理容所、美容所、クリーニング取次店及びコインランドリー、旅行業を営む者の営業所、その他これらに類する施設	その用途に供する部分の床面積の合計が1000㎡未満
集会施設	公会堂、集会場、冠婚葬祭施設等（世田谷区町会・自治会会館建設等助成金交付要綱（昭和63年4月1日施行）に規定する助成金の交付の対象に該当するものを除き、一の集会室の面積が200㎡未満のものに限る。）	
公衆浴場	公衆浴場	その用途に供する部分（ボイラー室等を含む。）の床面積の合計が1000㎡未満
集合住宅	共同住宅、寄宿舎、寮の共用部分（各住戸、各住室は対象外）	その用途に供する部分の床面積の合計が1000㎡未満かつ20戸未満

担当	各総合支所街づくり課街づくり担当（連絡先は114ページをご覧ください）
----	-------------------------------------